

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和8年9月 11 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
--------------------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2500826号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2600047号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を令和4年4月11日から同年5月1日に訂正し、同年4月の標準報酬月額を65万円とすることが必要である。

令和4年4月11日から同年5月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和4年4月11日から同年5月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和4年4月11日から同年5月1日まで

私は、請求期間においてA社に勤務していたが、請求期間の記録が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

年金事務所から提出された請求者に係る賃金台帳(令和6年に実施された総合調査時に、A社が年金事務所に提出した賃金台帳。)、A社から提出された役員名簿及び定時社員総会議事録並びに事業主の回答により、請求者は請求期間において同社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により役員報酬から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、A社から提出された令和3年分賃金台帳及び上記賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、65万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、令和4年4月について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を年金事務所に対し誤って提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の令和4年4月11日から同年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。)、事

業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。